○**財務省告示第二百六十一号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

レ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

○**財務省告示第二百六十二号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

ツ　中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）（以下「中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等」という。）

第二号に次のように加える。

ソ　中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等

第三号に次のように加える。

ヨ　中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等

○**厚生労働省農林水産省告示第八号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十三条の規定に基づき、平成二十六年八月十二日付けをもって次の法人を指定認定機関として指定したので、同法第二十三条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

名称	事務所の所在地	食品の種類
一般社団法人日本パン技術研究所	東京都江戸川区西葛西六丁目十九番六号	パン
公益財団法人日本食肉生産技術開発センター	東京都港区赤坂六丁目十三番十六号（アジミックビル）	食肉

○**厚生労働省農林水産省告示第九号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十二日付けをもって次のように高度化基準を認定したので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成二十六年八月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

一　高度化基準を認定した指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びに当該高度化基準に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の事務所の所在地	食品の種類
一般社団法人日本パン技術研究所	東京都江戸川区西葛西六丁目十九番六号	パン
公益財団法人日本食肉生産技術開発センター	東京都港区赤坂六丁目十三番十六号（アジミックビル）	食肉

二　認定された食品の種類ごとの高度化基準

認定された食品の種類ごとの高度化基準は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○**厚生労働省農林水産省告示第十号**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項の規定に基づき、平成二十六年八月十二日付けをもって次のように認定業務規程を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

一　認定業務規程を認可した指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の事務所の所在地	食品の種類
一般社団法人日本パン技術研究所	東京都江戸川区西葛西六丁目十九番六号	パン
公益財団法人日本食肉生産技術開発センター	東京都港区赤坂六丁目十三番十六号（アジミックビル）	食肉

二　認可された指定認定機関ごとの認定業務規程

認可された指定認定機関ごとの認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）